

環境省施策体系（目標体系）

施策 5．生物多様性の保全と自然との共生の推進

生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。

目標 5-1．基盤的施策の実施及び国際的取組

生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。

目標 5-2．自然環境の保全・再生

原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。

目標 5-3．野生生物の保護管理

希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物対策の推進、侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止する。

目標 5-4．動物の愛護及び管理

自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。

目標 5-5．自然とのふれあいの推進

自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。

本施策を構成する具体的手段

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- ・自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供。
- ・生物多様性国家戦略の見直し。
- ・国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。

【自然環境の保全・再生】

- ・里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。
- ・国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。
- ・多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。

【野生生物の保護管理】

- ・「種の保存法」に基づく、希少野生動植物個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定。生息状況等の調査による現状把握。
- ・「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。
- ・「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。
- ・「外来生物法」に基づく、外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等の実施。

【動物の愛護及び管理】

- ・「動物愛護管理法」に基づき策定された動物愛護管理基本指針の推進。
- ・動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための指導普及の推進。

【自然とのふれあいの推進】

- ・自然公園等の優れた自然を有する地域から、身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおける施設整備。
- ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。
- ・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策及び適正利用に係る検討・調査等の実施。